

『物件設置申請許可』の手順

工事を着手する時および完了した時は、下記の書類を遅滞なく提出して下さい。

◆着手時 (各1部提出)

- ・ 工事着手届
- ・ 物件設置許可書の写し
- ・ 道路占用許可書の写し
- ・ 道路使用許可書の写し

◆完了時 (各1部提出)

- ・ 工事完了届
- ・ 取付管調書
- ・ 寄付申込書
- ・ 完成図面
- ・ 工事写真一式
- ・ チェックシート

★ 注意 ~ 必ずお読みください ~★

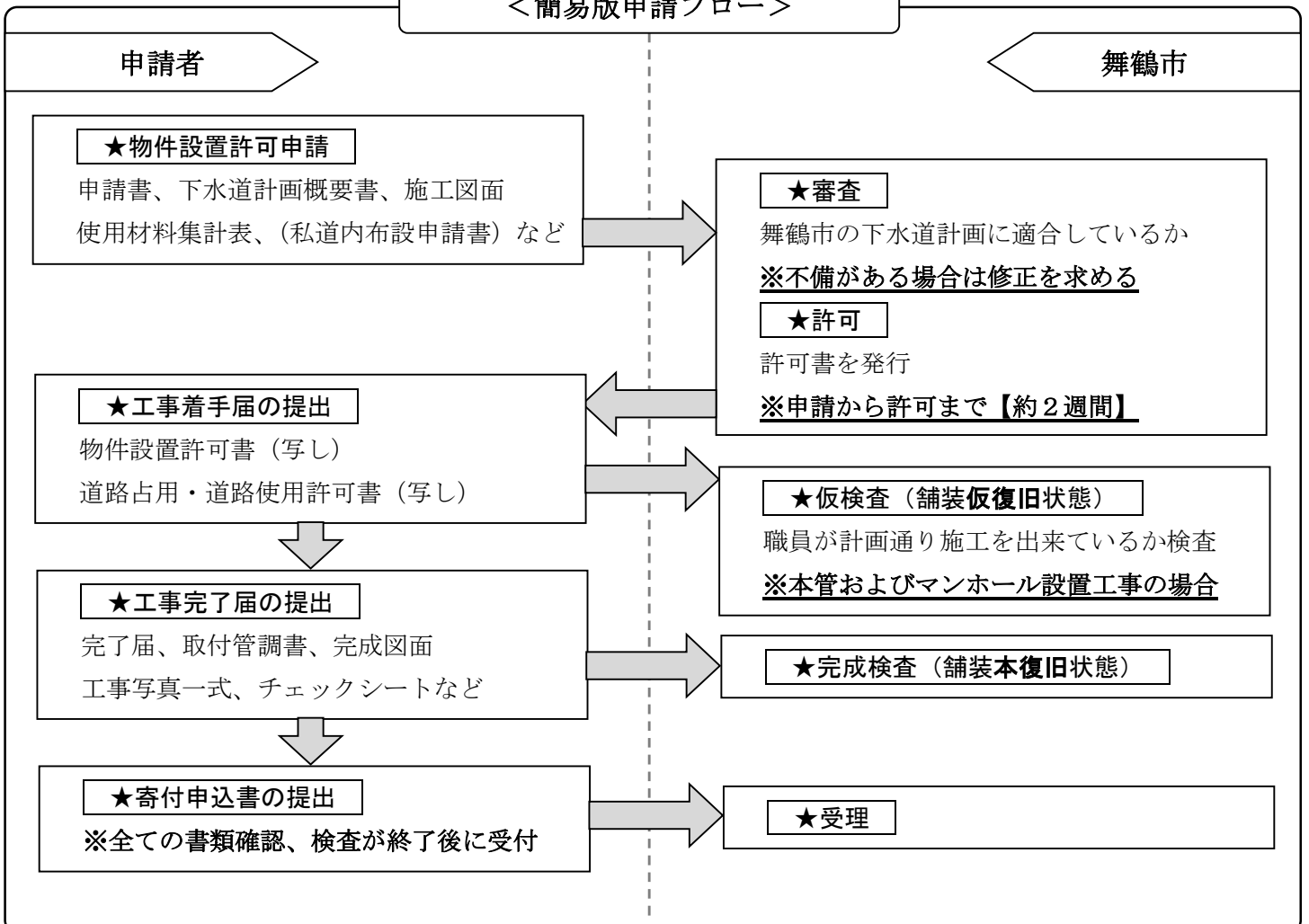
◎完了時は、別紙のチェックシートを記入して、提出してください。

◎物件設置許可の完了届が受理されていない場合、「下水道排水設備計画確認申請書」が受付られません。

◎【本管およびマンホール設置工事】の場合は、下水道職員による仮検査を実施しますので、舗装本復旧までに下水道整備課に『仮検査依頼』をしてください。

＜連絡先＞ 舞鶴市 上下水道部 下水道整備課 維持管理係 TEL 0773-66-1056

＜簡易版申請フロー＞



物件設置許可完了届 チェックシート

下記の項目を確認し、完了時にこのシートを提出してください。

【仮検査】※本管およびマンホール設置工事の場合のみ	担当者印
検査日時： 年 月 日	
担当職員： 年 月 日	

【提出書類】

- 工事完了届
- 取付管調書
- 寄付申込書
- 完成図面

< 埋設物 >

- 上水道： ある なし
 ガス管： ある なし
 その他： ある（ ） なし

- 工事写真一式（★下記の14項目が写真で確認できること）

- 舗装切断状況
- 掘削状況
- 管削孔、取付支管設置状況（削孔位置が本管に対して45度以内）
- 基礎砂敷き均し状況（管下の所定の厚み）
- 管布設状況（所定の管布設勾配がとれているか）
- 基礎砂敷き均し状況（管上の所定の厚み）
- 埋戻状況（所定の層厚での転圧）
- 路盤敷設状況（所定の層厚での転圧）
- 舗装状況（所定の層厚での転圧）
- 取付ピン、取付マーカの設置状況
- 取付管の延長（本管から防水キャップまでの水平距離）（民地突込長）
- 取付管の土被り（官民境界での土被り）
- 側溝敷の取り壊し、転圧、復旧状況
- マンホール内のインバート完成状況【インバート施工が有の場合】

※提出資料に不備がある場合は申請を受理できないことがあります。

物件設置（変更）許可条件

- 1 物件設置（変更）工事の着手、又は完了に際しては、舞鶴市長に届け出の上、指示及び検査を受けること。
- 2 物件設置（変更）工事に際しては、次の事項を守ること。
 - (1) 下水道工事仕様書（別紙）により施工すること。
 - (2) 道路使用許可を得ること。
 - (3) 道路占用許可を得ること。但し、舞鶴市道路管理者以外の道路管理者に申請する場合は、舞鶴市から道路占用申請を行う為、この場合の書類については舞鶴市へ必要部数を提出すること。
 - (4) 第三者機関等の指示及び要望がある場合には、交通整理員の配置等通行の危険防止のための必要措置を講じること。
 - (5) 通行規制を行う場合は、周辺住民及び関係機関（学校、消防署、市生活環境課（ゴミ収集）等）への周知を徹底すること。
- 3 道路を掘削する場合には、次の事項を守ること。
 - (1) 既占用物件の有無を確認すること。（水道、ガス、NTT、関電等）
 - (2) 既占用物件のある場合には、その管理者と占用物件の防護工法を協議すること。
 - (3) 掘削工事によって既設の埋設物件が露出する等により、防護措置の必要がある場合には、その防護工法について既占用業者と協議すること。また、必要に応じて工法の届け出を行うこと。
 - (4) 掘削、埋め戻しに関しては、道路管理者の指示を受けること。
- 4 路面の掘削等による跡地復旧の方法及び工法については、道路管理者の指示を受けること。
- 5 許可工事又は、許可物件により、第三者に損害を与え、又は紛争が生じたときは、原状復旧、損害賠償等により解決をすること。
- 6 許可の内容を変更しようとするときは、事前に協議し許可を受けること。
- 7 市長が下水道の管理上必要があると認めた場合は、許可物件の移転、除去又は許可の取消しを命じることがある。この場合は、申請者の負担において指定の日までに行うこと。
- 8 工事後に検査を受け、許可工事による施工上の瑕疵が発見された際には、市長の指示により申請者の負担で補修すること。
- 9 許可物件の維持管理のため、工事完了後速やかに工事完了届を提出し、検査合格後1ヶ月以内に寄付採納願を提出すること。

下水道工事仕様書

1. 工事の種類

本工事は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）別表第1の上欄に掲げる「土木一式工事」に該当する。

2. 工事に適用する仕様書

本工事は、本特記仕様書、舞鶴市工事共通仕様書（平成24年版）及び舞鶴市工事共通仕様書1-2（用語の定義）第10に規定する工事共通仕様書として、次の仕様書を適用する。

- ・「土木工事共通仕様書（案）」平成29年9月 京都府刊
ただし、第1編 共通編 第1章 総則を除く
- ・「下水道土木工事必携（案）」平成29年9月 財団法人 下水道新技術推進機構
 1. 下水道土木工事共通仕様書（案）
ただし、第1章 管路 第1節 総則を除く
第2章 処理場・ポンプ場 は除く

3. 工事関係図書

舞鶴市工事共通仕様書2-1の規定による工事関係図書は「I 土木関連工事」の規定を適用する。

4. 施工管理基準

「下水道土木工事必携（案）平成29年9月」の2. 下水道土木工事施工管理基準及び規格値（案）に基づき施工管理を行うこと。

なお、当該基準に定めのない工種については、「土木工事施工管理基準」平成29年9月 京都府刊により行うものとする。

それ以外の工種については協議のうえ、管理方法を定めるものとする。

写真撮影頻度については、舞鶴市上下水道部で定める「工事写真記録撮影要領（案）平成20年4月」によるものとし、出来形管理については、舞鶴市上下水道部で定める「出来形管理基準及び規格値（案）平成18年9月」によるものとする。

5. 段階確認

工事における段階確認（仮検査）は以下のとおりとする。

種 別	細 別	確認時期	備 考
管布設工	本管布設工	本舗装前	漏水・基準高確認

なお取付管布設工の出来形管理は、9.(6)によるものとし、取付管位置報告書として整理し、各戸ごとに1部提出すること。

6. 工事標識の設置

- (1) 工事目的を記載した工事看板を設置する。
- (2) 国道・府道占用工事看板について
国道・府道占用工事を行う場合は、以下の看板を工事区間起終点に設置しなければならない。
看板の規格等・・・縦140cm 横110cm (下地は白)
記載内容：工事内容(下水道管をつくっています)、工事期間、工事種別(下水道工事)、発注者、施工者、挨拶文
詳細については監督職員より指示するものとする。

7. 工事測量

舞鶴市工事共通仕様書 3-15 の規定による工事測量は「I 土木関連工事」の規定を適用する。

8. 工事材料の取扱い

本工事は、舞鶴市工事共通仕様書及び下水道土木工事必携(案)を適用する。なお、当該基準に定めのないものは、下記に示すとおりとする。それ以外の材料を使用する場合は、協議のうえ定めるものとする。

- (1) 資材：良質土
 1. 設計CBRが6以上かつ粒度分布が滑らかなもの
 2. 不純物(木片、草等)を含まないもの
- (2) 資材：埋戻砂・埋戻砕石
 1. 工業生産過程で副産物として生産されたもの又は天然の砂、山砂であること。
 2. 砂は良質で適当な粒度をもち、地盤材料の工学的分類方法(日本統一分類法)による分類が“砂”{S}及び“礫質砂”{SG}であり、かつ、礫の最大粒径が19mm以下であること。
 3. ゴミなどの有害物を含まないこと。
- (3) 資材：マンホール材料
下水道土木工事必携(案)に準拠すること。また、別に定めるものは以下に示す。
 - ・足掛金物
ステンレス製ビニル被覆とする。
 - ・組立マンホール

J SWAS A-11規格とする。

- ・人孔用継手
人孔用継手は原則として、可とう性継手とする。
- ・各種鉄蓋
蓋のデザインは上下水道部が承諾したものとする。

9. 管きょ工（開削）について

本工事においては、下水道土木工事必携（案）を適用することとし、以下に定める基準についても適用する。

(1) 管路土工（管理戻）

管基礎完了後は、人力又は機械等により管に影響を与えないよう埋戻し材を投入し、これを人力にて敷き均し、一層の仕上り厚さを路床（舗装下1m）については20cm、それ以外のものについては30cm以下とし、各層ごとに十分転圧を行い確実に締め固めること。また、締め固め度90%以上を確保すること。

(2) 管基礎

1. 床付け面の仕上げ

人力で凹凸をなくし、平坦に床付け面の仕上げを行う。湧水のあるところでは排水を十分に行い、がれき等の固いものは管に悪影響を与えるので必ず取り除くこと。

2. 管据付け面の仕上げ

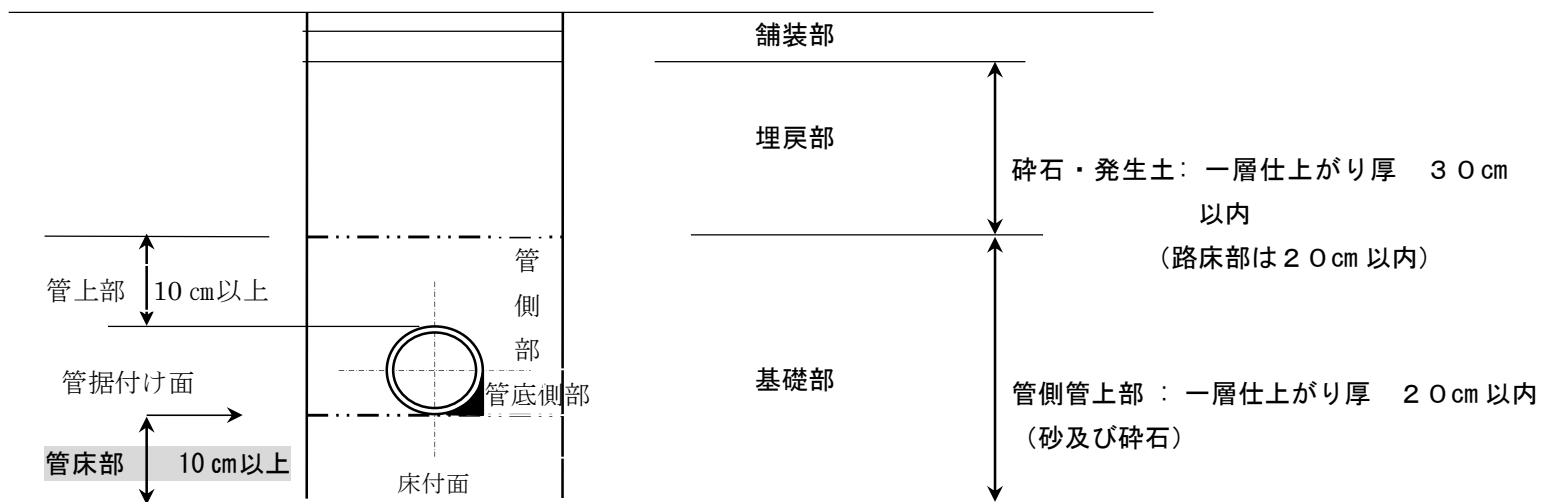
管据付け面の仕上げは、原地盤の影響を受けないよう10cm～20cm程度の基礎材を設計管底高さやこう配に注意しながらタンパなどで十分転圧を行う。

3. 管底側部

管床部と管の隙間（管底側部）は、基礎材が回り込みにくく、締め固め不足が生じやすいため管側部の施工に先立ち、基礎材を十分充てんし、足踏みや突き棒で入念に突き、締め固めること。

4. 管側管上部

基礎材を投入する際は、管が移動しないよう管の左右に交互に投入する。このとき、管の心出しや移動防止にくい等を使用した場合は、必ず取り除くこと。管底側部は空洞にならないよう、たこ突き棒等で十分に締め固める。管側管上部の基礎材の巻き出しは一層の仕上がり厚さが20cm以内になるように一層ごとに基礎材を均等に敷きならし、たこ突き棒等により左右均等に入念に締め固めること。



(3) 管路土留工

土留工法は任意仮設とする。工法と構造計算書を作成し十分理解し施工すること

掘削深 $H=1.5\text{m}$ 未満であっても、地山の安定が確保できない場合は、土留め工を設置すること。

(4) 開削水替工

排水を周辺の既設道路側溝、あるいは公共水域に放水する場合は、沈殿ろ過装置を設け未然に掘削土砂、へドロの流出を防ぐこと。工事完了後、側溝などに本工事が原因の土砂、へドロの堆積が認められた場合は、速やかに申請者の負担において清掃、処理すること。工事中はパッカー等を使用し、地下水等が下流下水道管に流入しないようにすること。

(5) マンホール設置工

- ・インバートの施工について、以下の規定による。

インバートは、流入下水の流れに沿う線形とし、表面は汚物等が付着、停滞せず流れるよう、接続管の管径、管底に合わせて滑らかに仕上げなければならない。

インバートの上塗りモルタルは、金ゴテ仕上げとする。

インバートの高さは管径の $1/2$ とし、上・下流管を滑らかに接続すること。なお、上・下流管底の落差が大きい場合やインバート径が 60cm 以上の場合は協議すること。

インバートの横断勾配は、10%以上とし人孔内での維持管理作業に支障のない勾配とする。

- ・人孔高調整の施工について、以下の規定による。

ハイジャスター工法又はスパット工法もしくは、それに同等の工法で施工すること。

(6) 取付管およびます工

取付管は公道と民有地との境界での高さを管理すること。また、取付管は境界より民有地内約 20cm でキャップ止めにして配管し、かつ 10%以上の勾配とする。側溝・水路等の横断箇所については、敷の取り壊しを行い、埋戻し後十分転圧し、復旧すること。なお、敷きの取り壊しに支障がある場合は、協議を行うこと。また各接合部からの漏水が無いよう施工されていることの確認を行うため、施工時に撮影を行うこと。出来形管理のうち、取付管の設置位置を明確に保存するため、「舞鶴市公共下水道への取付管位置の明示に係わる取付要項について 平成 20 年 5 月」に基づき、書類及び写真を各戸ごとに整理し、1 部提出すること。なお、取付管明示ピンは支給品とする。

10. 施工手順について

開削工事は、掘削及び管布設並びに埋戻しまでの作業を 1 日のサイクル（原則、仮復旧を含む）で施工すること。

11. 管内清掃について

下水道管の管内清掃が必要な場合は、申請者の負担により施工しなければならない。

12. 現場作業の着手日について

下水道工事に先立ち周辺住民及び小学校等の教育機関への周知を行うこと。

13. 残土処分について

本工事の建設発生土は残土処分の行為に関する法手続きの確認を行うこと。

14. 交通誘導員について

作業時（施工時）は必ず配置し、工事区間の起点終点にそれぞれ配置すること。必要箇所、人数については警察及び道路管理者の指示によるものとする。

15. 着工前調査について

工事着手前に現場付近の状況（側溝、電柱、標識、舗装、区画線及び家屋や生垣・土間・地下埋設物等）を確認すること。

16. 安全管理について

マンホール、管渠などに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険 作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護防具等を常備すること。

17. 取付マーカースの設置について

取付管布設時に、取付マーカース（フジテコム製下水道用 f2 マーカース型式：MK-2W）を設置すること。設置位置は右図取付マーカース設置標準図に示すように、道路境界（側溝官地側）の管上に設置することとし、マーカースは必ず垂直に設置すること。なお、取付マーカースは支給品とする。

18. 写真撮影について

下記の事項について撮影提出すること。

- ① 舗装切断状況
- ② 掘削状況
- ③ 管削孔、取付支管設置状況（削孔位置が本管に対して45度以内）
- ④ 基礎砂敷き均し状況（管下の所定の厚み）
- ⑤ 管布設状況（所定の管布設勾配がとれているか）
- ⑥ 基礎砂敷き均し状況（管上の所定の厚み）
- ⑦ 埋戻状況（所定の層厚での転圧）
- ⑧ 路盤敷設状況（所定の層厚での転圧）
- ⑨ 舗装状況（所定の層厚での転圧）
- ⑩ 取付ピン、取付マーカースの設置状況
- ⑪ 取付管の延長（本管から防水キャップまでの水平距離）
（民地突込長）
- ⑫ 取付管の土被り（官民境界での土被り）
- ⑬ 側溝敷の取り壊し、転圧、復旧状況
- ⑭ マンホール内のインバート完成状況

19. マンホール蓋の設置の向きについて

新規に人孔や管理孔を設置する際は、支障物により開閉出来ない等特別な場合を除き、原則流出側にマンホール蓋絵柄の上部がくるように支持部を設けること。 ※右図参照

